

令和6年度 倉庫事業者エネルギー価格高騰緊急支援補助金

募集要領

経済商工観光部 商工金融課 商業振興班

TEL : 022-211-2746

MAIL : syokokins@pref.miyagi.lg.jp

本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(補助金適正化法)に基づき実施されます。補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令、不正の内容の公表等や、5年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金に処せられることがあります。

目的・補助対象者①

■ 目的

電気料金等高騰により、厳しい経営状況に置かれている県内中小倉庫事業者に対して、運営費高騰分の一部を支援することにより、**県内物流機能の維持**を図ることを目的としています。

■ 補助対象者

県内の中小事業者で、東北運輸局に「倉庫業者」として登録している者。

（みなし大企業を除く。）

目的・補助対象者②

●本補助金における中小企業者とは

資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人（事業協同組合等、中小企業団体を含む。）

●みなし大企業とは

- ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める中小企業者
- ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- ⑤ ①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

■ 交付の流れ

補助金申請
【事業者→県】

募集期間 令和6年4月26日(金)から
令和6年6月28日(金)まで
(当日消印有効)

審査・交付決定
【県→事業者】

申請受理後おおむね3週間

補助金支払
【県→事業者】

交付決定通知後おおむね
2週間

補助対象倉庫・補助対象面積又は容積

補助対象倉庫

以下の全てを満たす倉庫

- ①令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間、倉庫業のために使用していた倉庫。
- ②倉庫業登録に係る倉庫明細書又は東北運輸局長の証明書に記載されている倉庫。

補助対象面積又は容積

上記倉庫のうち、倉庫業法施行規則（昭和31年運輸省令第59号）第24条第5項の規定により東北運輸局に届出された期末倉庫使用状況報告書（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間のもの）における受寄物在貨面積又は容積の平均

補助単価

補助対象倉庫		補助単価	
※倉庫業法施行規則 第3条の種別	冷蔵室保管温度の 級別	単 位	1単位当たり単価
1類倉庫	—	受寄物在貨面積 平均(m ²)	90円
2類倉庫	—		
冷蔵倉庫	C級	受寄物在貨容積 平均(m ³)	275円
	F級	受寄物在貨容積 平均(m ³)	570円

申請方法①

■ 申請期限

締切：**6月28日（金）**（当日消印有効）

▼ 添付書類の準備期間も十分考慮いただき、早めに申請をお願いします。

■ 提出書類

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 補助対象倉庫一覧表（別紙1-1～別紙1-4）
- ③ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間の期末倉庫使用状況報告書の写し
- ④ （法人）登記事項証明書（現在事項全部証明書）
- ⑤ （個人）住民票抄本（マイナンバーの記載がないもの）
- ⑥ （④で資本金又は出資金が3億円を超える場合）常時使用従業員数がわかる書類（税務申告書（法人事業概況説明書）等）
- ⑦ 暴力団排除に関する誓約書・役員名簿（別紙2、別紙3）
- ⑧ 県税納税証明書（発行から3か月以内）
- ⑨ 債権者登録票（別紙4）

▼ 役員に暴力団員等が含まれている事業者、県税に未納がある事業者は、申請できません。

申請方法②

■ 提出先

提出書類を期限までに下記までお送りください。

送 付 先

〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8-1

宮城県 経済商工観光部 商工金融課 商業振興班
倉庫事業者支援補助金担当

■ お問い合わせ先

(事務局) 宮城県 経済商工観光部 商工金融課 商業振興班

TEL:022-211-2746

Mail:syokokins@pref.miyagi.lg.jp

受付時間:9:00~17:00(土日祝日除く)